

# 公立学校情報機器整備事業計画

大網白里市教育委員会

令和7年5月

## 【別紙1】

## 千葉県公立学校情報機器整備事業計画

大網白里市教育委員会

## 端末整備・更新計画

## (1) 端末整備予定数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
① 児童生徒数	3,169名	3,055名	2,937名	2,815名	2,772名
② 予備機を含む 整備上限台数	3,645台	3,513台	3,377台	3,237台	3,187台
③ 整備台数 (予備機除く)	0台	0台	2,815台	0台	0台
④ ③のうち基金 事業によるもの	0台	0台	2,815台	0台	0台
⑤ 累積更新率	0%	0%	96%	100%	102%
⑥ 予備機整備台数	0台	0台	422台	0台	0台
⑦ ⑥のうち基金 事業によるもの	0台	0台	422台	0台	0台
⑧ 予備機整備率	0%	0%	15%	0%	0%

## (端末の整備・更新の考え方)

令和2年度に整備した一人一台端末（利用期間：令和3年度～令和8年度）を6年が経過する令和8年度に更新する。（利用期間：令和9年度～）

端末整備台数は令和9年度の児童生徒数を基準とする。

## (更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

○対象台数：3,870台

○処分方法

・使用済端末を市内公共施設等で再利用 300台

・資源有効利用促進法の製造事業者にも再使用・再資源化を委託 3,570台

○端末データの消去方法 ※いずれかに丸をする。

・自治体職員が行う

・処分事業者へ委託する。

○スケジュール（予定）

令和8年10月 処分事業者選定

令和9年 3月 新規購入端末の納入

令和9年 3月 使用済端末の事業者への引き渡し

令和9年 4月 新規購入端末の使用開始

## 2 ネットワーク整備計画

### 1 必要なネットワーク速度が確保できている学校数、総学校数に占める割合（％）

- ・ネットワーク速度が確保できている学校数 4校
  - ・総学校数に占める割合 40％
- \*令和6年度に実施した簡易帯域測定の結果を参照

### 2 必要なネットワーク速度の確保に向けたスケジュール

#### (1) ネットワークアセスメントによる課題特定スケジュール

令和6年度に実施した簡易帯域測定の結果等を踏まえ、各校の課題を令和6年度中に把握する。

#### (2) ネットワークアセスメントを踏まえた改善スケジュール

調査により推奨帯域を満たしておらず、かつユーザー体感調査等で課題が明らかになった学校について、市内の光回線（10Gbps）提供エリアの状況も考慮しつつ、令和7年度中に回線増速等の対策に着手し、令和8年3月までに対応を完了させる。

#### (3) ネットワークアセスメントの実施により既にすべき課題が明らかになっている場合には、当該課題の解決方法と実施スケジュール

- ・帯域の不足により、課題が明らかになった中学校1校について、令和6年度中に回線の切り換えを実施し、必要なネットワーク速度を確保した。（1Gbps→10Gbps）

### 3 校務DX計画

校務に係るICT機器等の活用により、校務業務の効率化、迅速化、教職員の負担軽減等を実現することが可能となることから、本市でも学校及び教育委員会におけるICT環境の整備を進めてきており、今後の校務DXの推進にあたり、以下の内容に取り組んで行く。

- ・クラウドベースの統合型校務支援システムやリモートワーク環境の整備を行い、学校内だけでなく、在宅勤務等にも対応できる環境を整えており、引き続きセキュリティ確保をした上で更なる利便性の向上に取り組んでいく。
- ・クラウドツールを活用したオンライン研修・アンケート等の活用や、児童生徒の学習活動に活用している「Google for education」の更なる利活用を図るため、資格を有するICT支援員を配置し、教職員への指導、活用方法の提案、授業における補助等を行う。
- ・学校間や教育委員会と学校とのやり取りは、紙ベースのものを削減し、統合型校務支援システムの他、メール、共有フォルダ等を活用し、デジタルベースでのやり取りを中心とする。FAXについては、緊急時の多様な連絡手段の一つとしての利用や、デジタル化の対応が進んでいない一部の民間事業者、関係団体等とのやり取りに使用する例外的手段として捉えることとし、また、押印については規則改正を実施済みであり、引き続き原則廃止に取り組んで行く。
- ・入学予定者名簿や伝票等の校務事務で利用するデータについては、教育委員会と学校との間でデジタルデータでのやり取りを行い、システムへの一括登録により手入力作業を省くなどの取り組みを進めており、今後もその幅を広げるべく取り組んでいく。

校務支援システムの更新（令和5年1月）が近かったことから、次回の更新まで期間があるものの、次世代の校務支援システムに係る情報収集に努め、更なる校務の効率化に向けた検討を引き続き行っていく。

校務DXの推進により校務の効率化を図り、教職員の負担を軽減し、児童生徒と向き合う時間を確保すると共に、教職員の働き方改革が両立できるよう今後も取り組んでいく。

4 1人1台端末の利活用に係る計画

(1) 1人1台端末をはじめとする ICT 環境によって実現を目指す学びの姿

学習指導要領及び中央審議会答申「令和の日本型合教教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」が示される中、本市では、大網白里市教育基本方針の中で市立小中学校における「GIGAスクール構想に基づいた取り組みの推進」を挙げ、一人一台端末の授業での効果的な活用方法の追求、ICT教育を推進するための教職員研修の充実を図ることとしている。これらに付随する各種施策を展開することにより、個々の子どもの発達に応じた情報化等に対応した教育の推進を図り、ひいては大網白里市教育大綱に掲げる「心身ともに健康で、創造性に富んだ子どもたちの育成」の実現を図る。

(2) GIGA 第1期の総括

本市においては、1人1台端末環境における ICT の効果的な活用を促進するため、外部講師による研修や教育委員会による授業参観など、様々な取り組みを実施してきた。また、GIGA スクール構想の推進のため、小中学校の ICT 環境整備を着実に進めてきた。

令和3年度 ・1人1台端末を導入（Chromebook）、各校の普通教室及び特別教室に学習系無線APを整備

令和4年度 ・各校の普通教室に、教材等の提示装置として大型液晶テレビを整備  
・クラウドベースの統合型校務支援システムの更新

令和5年度 ・各小中学校に英語の指導者用デジタル教科書を導入

令和6年度 ・小学校教科書改訂に伴い、小学校主要教科の指導者用デジタル教科書を導入  
・各小中学校にICT支援員を配置

令和7年度 ・中学校教科書改訂に伴い、中学校主要教科の指導者用デジタル教科書を導入

整備した ICT 環境の更なる利活用を図るため、専門性の高い ICT 支援員による月1回の学校訪問といつでも相談可能なサポートデスクの設置を組み合わせた支援を実施すると共に、現在、児童生徒の学習活動に活用している「Google for education」に関する教職員の知識や指導能力の向上を図るため、有資格者の ICT 支援員による指導、授業サポート、研修等を実施。

(3) 1人1台端末の利活用方策

一人一台端末の利活用指標に係る現状と目標

項目	KPI（重要達成度指標）	現状値（年度）	目標値（年度）
1人1台端末の整備	指導者用端末整備済みの率	100%（R6）	100%（R9）
	1人1台端末を常時活用ができるよう、十分な予備機を整備しているか。	100%（R6）	100%（R9）
ネットワークの改善	無線LAN又は移动通信システムによりインターネット接続を行う普及教室の率	100%（R6）	100%（R9）
	端末利用に係る回線の速度を計測・把握した学校の率	100%（R6）	100%（R9）
	課題のある学校に対しアセスメントを実施済みの学校の率	40%（R6）	100%（R6）
	必要なネットワーク速度を確保済みの学校の率	40%（R6）	100%（R8）

校務のデジタル化	押印を原則廃止した学校の率	100% (R6)	100% (R9)
	校務支援システムへの名簿情報の不必要な手入力作業を一掃した学校の率	100% (R6)	100% (R9)
	クラウド環境を活用した校務DXを積極的に推進している学校の率	100% (R6)	100% (R9)
	次世代の校務システムの導入に向けた検討	校務支援システム更新 (R4)	次期システム仕様決定 (R9)
1人1台端末の積極的活用	毎年度ICT研修を受講する教員の率	100% (R6)	100% (R9)
	情報通信技術支援員 (ICT支援員) の配置	0% (R6)	100% (R6)
	1人1台端末を週3回以上活用する学校の率	100% (R6)	100% (R9)
	デジタル教科書を実践的に活用している学校の率	100% (R6)	100% (R9)
個別最適・協働的な学びの充実	児童生徒が自分で調べる場面において1人1台端末を週3回以上使用させている学校の率	100% (R6)	100% (R9)
	児童生徒が自分の考えをまとめ、発表・表現する場面において1人1台端末を週3回以上使用させている学校の率	100% (R6)	100% (R9)
学びの保障	希望する不登校児童生徒へ端末を活用した授業への参加・視聴の機会を提供している学校の率	100% (R6)	100% (R9)
	外国人児童生徒に対する学習活動等の支援に端末を活用している学校の率	100% (R6)	100% (R9)
	障害のある児童生徒や病気療養児等、特別な支援を要する児童生徒の実態等に応じて端末を活用した支援を実施している学校の率	100% (R6)	100% (R9)

## 5 その他

※下記のオプトアウトの条件にあてはまることを確認し、具体的な内容を記載のこと

【共同調達に参加する必要があることとなる条件（オプトアウトの条件）】

- 1 高度な教育を行うため、最低スペック基準を上回るスペックであって、かつ、共通仕様書に定めるスペックより高いスペックの端末を導入する必要があること。
- 2 共通仕様書に定めるスペックより低いスペックであって、かつ、最低スペック基準を満たすスペックの端末を導入する必要があること。
- 3 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市又はこれと同等以上の人口規模を有する市町村であること。
- 4 令和6年度においては、同年度の途中に学校現場での調達端末の運用を開始する必要がある等、やむを得ない事情があること。
- 5 都道府県が行う調達に係る契約が、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令372号）第4条に該当すること。
- 6 ある年度において、上記5点のいずれかに基づき共同調達に参加しないこととした調達設置者を除く調達設置者の中で、あるOSの端末の調達を予定する唯一の調達設置者であること。

【更新後使用するOSを記載。複数のOSを使用する場合、それぞれの購入台数を記載】

Ch r o m e O S を 予 定